

## 議案書

### 第1号議案 令和7年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価（自己評価）について

コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシー（上之郷地域）については、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、運行している。

当該事業について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第5項に基づき、事業の評価を行い、その結果を近畿運輸局に報告することとなっている。

については、別紙のとおり、令和7年度（事業期間：令和6年10月～令和7年9月）事業の自己評価を実施し、その結果について近畿運輸局に報告することとしたい。

※誤字の修正等の基本的な評価の考え方・方向性に影響のない軽微な記載事項の変更については、事務局に一任くださいますようお願いいたします。

#### 【別紙】

資料1 事業評価シート（近畿様式）

資料2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（別添1）

資料3 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について（別添1-2）

#### 【抜粋】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

##### 第3条

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない

## 桜井市地域公共交通活性化再生協議会（ネットワーク全体の評価）

### 1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

#### 公共交通の将来像

「桜井市地域公共交通計画」（令和 5 年 3 月策定）の概要は、次のとおり。

計画の進捗状況や実施結果及び、基本方針毎に設定している成果指標（目標値）の達成状況などについて、毎年度モニタリング・評価を実施し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を検討する。

#### 【計画の目的】

今後の社会情勢に伴う移動需要の変化を見据えつつ市内の地域公共交通ネットワークの整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な交通網を形成するため、市民や事業者、行政をはじめとした関係者が一体となって、本市の実情に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を戦略的に推進するために策定。

#### 【計画の対象区域】 桜井市全域

#### 【計画の期間】 令和 5(2023) 年度から令和 9(2027) 年度までの 5 年間

#### 【ニーズと課題】

- (1)生活移動ができる公共交通ネットワークの整備
- (2)高齢者が利用しやすい移動手段の確保
- (3)市民の公共交通を利用する意識醸成
- (4)観光客も利用できる公共交通サービスの提供
- (5)利用しやすい鉄道駅及びその周辺の整備
- (6)地域特性や利用状況に応じた公共交通サービスの提供
- (7)関係者相互が連携した取組の実施

#### 【基本方針】

1. 地域特性に見合った地域公共交通ネットワークの構築
2. みんなに優しい公共交通サービスの提供
3. まちづくりと連携した公共交通環境の形成
4. 地域の移動手段を守るための公共交通の利用促進

#### 公共交通ネットワークのイメージ図

別添「地域公共交通計画」P.37 地域公共交通ネットワークの概念図のとおり

## 2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

「P D C A サイクル」の考え方に基づくモニタリング・評価を実施し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を検討。

コミュニティバスの利用者数（1年間の総数）	100千人
コミュニティバスの公的資金投入額（利用者1人あたり）	731円/人
コミュニティバスの収支率 22.0%	
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）利用者数（1年間の総数）	1,760人
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）の公的資金投入額（利用者1人あたり）	2,150円/人
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）の収支率	18.2%
市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数	5施設
バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの実施回数 (桜井市地域公共交通計画 P.40 参照)	1回/年

## 3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

### （1）取組経緯

#### 【利用促進】

令和7年4月～ 令和7年度桜井市高齢者運転免許自主返納支援事業の受付開始  
イベントチラシ等での公共交通利用案内

#### 【運行見直し】

令和7年6月 デマンド型乗合タクシーの運行内容改善について地元協議  
令和7年7月 デマンド型乗合タクシーの運行内容改善について地元協議  
・デマンド型乗合タクシーの利用状況を踏まえて時間・乗降場所の再検討、新たな交通モード等の検討

### （2）目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

#### 補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
桜井市コミュニティバス	桜井市・奈良交通(株)	平成17年度～	フ	4路線運行。奈良交通(株)に業務委託。

上之郷デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通（株）	平成 22 年度～	フ	市東部の上之郷地域で運行。日の丸交通(株)に業務委託。
----------------	--------------	-----------	---	-----------------------------

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
奈良交通路線バス	奈良交通(株)	平成 26 年度～	奈良交通(株)独自で運行。3 路線。経費のうち県と国の補助金と運賃収入を除いた赤字分を関係市村で負担している。

### 非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
高家デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通（株）	平成 27 年度～	市南西部の高家地区で運行。日の丸交通(株)に業務委託。
穴師・江包デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通（株）	令和 3 年度～	市北部の穴師・江包地区で運行。日の丸交通(株)に業務委託。
多武峯デマンド型乗合タクシー	桜井市・日の丸交通（株）	令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月	市南部の多武峰地域で運行（実証実験）。日の丸交通(株)に業務委託。

### (3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
利用促進の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティバス等の沿線にある公共施設や買い物施設等での時刻表パンフレットの配布。</li><li>・市内イベントへの移動手段として公共交通によるアクセス方法等を広報物に記載。</li><li>・運転免許を返納された高齢者を対象に交通系 IC カード (ICOCA) もしくは市内共通商品券※ (5,000 円相当) 配布。</li></ul> <p>※市内タクシー事業者で利用可能。</p>	公共交通の利用促進
地域の実情に合わせた路線検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の実情に合わせた公共交通を構築すべく住民協議。多武峰地域のデマンド型乗合タクシー実証実験 (R5. 10~) の合意形成。</li><li>・地域の実情に合わせた公共交通を構築すべく、上之郷地域におけるデマンド型乗合タクシーの運行内容の改善を住民と協議。</li></ul>	持続可能かつ利便性の高い路線再編

## 4. 具体的取組に対する評価

コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーについては、地域公共交通確保維持改善事業を活用することで運行を確保することができた。

コミュニティバスにおいては、目標を達成できた。引き続き、利用促進の取組に努めるとともに、ダイヤ・ルートなど運行内容の最適化に取り組むことが必要である。

一方、デマンド型乗合タクシーについては、目標値を達成しておらず、特に、運賃改定に伴う運行経緯費の増加による行政負担への影響が著しい。利用促進の取組に努めるとともに、ダイヤ・ルートなど運行内容の最適化、持続可能性を念頭において利用者負担のあり方等を引き続き検討していく必要がある。

## 5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課題	課題への対応方針
市民の公共交通を利用する意識醸成	広報紙等を活用しながら利用促進に努める。
地域特性や利用状況に応じた公共交通サービスの提供	コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの効率的な運行のため、地元との協議や、協議会での検討を重ね、効率的な運行による継続的な路線確保に努める。

## 桜井市地域公共交通活性化再生協議会協議会（これまでの経緯）

### 1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
<p>目標・効果が達成できなかったものの、住民との協議を実施するなど、利便性を向上させたことは評価できる。</p> <p>パンフレットの配布などを実施しながら、引き続き、利用促進されることを期待する。</p>	<p>広報紙において市内名所紹介等のマップにバス停留所も記載したり、イベント時のアクセス方法として、コミュニティバスをチラシに掲載したりすることで、利用を促した。</p> <p>また、運転免許を返納された高齢者を対象に交通系ICカード（ICOCA）もしくは市内共通商品券※（5,000円相当）配布する事業を開始した。</p>	引き続き、広報紙等を活用しながら利用促進に努める。

### 2. アピールポイント、特に工夫した点など

- ・利便性の水準を保つつつ、持続可能な運行システムや路線体系を確立するため、デマンド型乗合タクシーの運行内容の改善について関係者と協議を行った。
- ・運転免許を返納された高齢者を対象に交通系ICカード（ICOCA）もしくは市内共通商品券（5,000円相当）配布する事業を令和6年より開始した。
- ・市広報紙で著名人が市内観光名所を紹介する記事において、停留所の記載を追加し、バスで移動できることを案内した。

### 7.3. 地域公共交通ネットワーク

本市の地域公共交通ネットワークは、基本方針のとおり、誰もが安心して移動できる環境を提供することを目指し、既存のネットワークの維持を基本に地域に合った移動サービスの提供を実現したものとします。

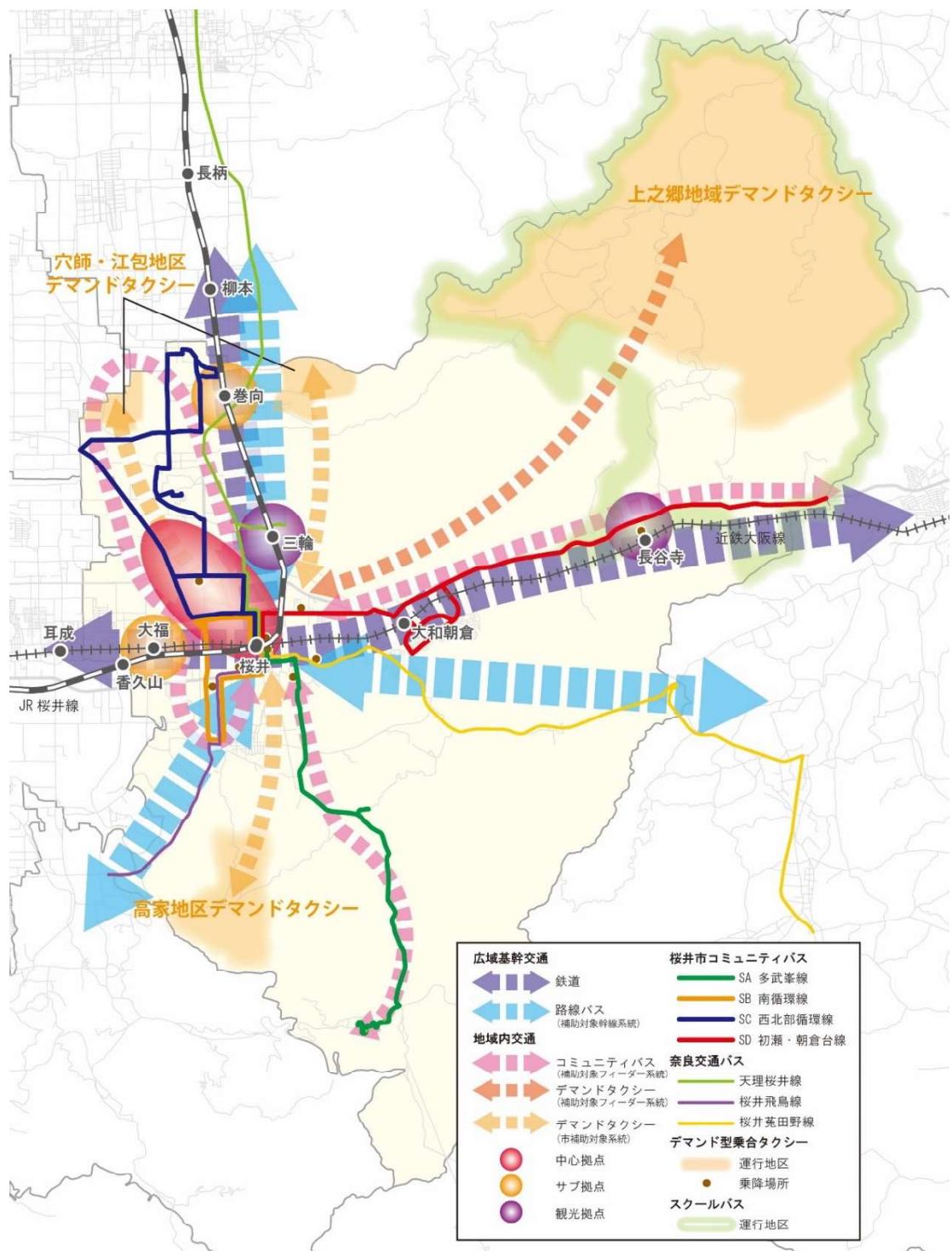


図 7.3.1 地域公共交通ネットワークの概念図

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名： 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名： 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)	
奈良交通株式会社	<p>桜井市コミュニティバス        ・多武峯線(桜井駅南口～談山神社)        ・初瀬・朝倉台線(桜井駅北口～吉隱柳口)        ・南循環線(桜井駅北口～安倍文殊院～桜井駅北口)        ・西北部循環線(桜井駅北口～山の辺病院～桜井駅北口)</p> <p>運行期間：令和6年10月～令和7年9月</p>	<p><b>【前回の事業評価結果】</b>        地域住民の公共交通を利用する意識向上の取組を行うとともに、地域の実情や多様化する移動ニーズなどを踏まえ、より利便性の高いダイヤ・路線の仕組みを検討する。</p> <p><b>【反映点】</b>        広報紙への掲載、イベントでのアクセス方法としての周知を行った。        また、運転免許を返納した高齢者への支援事業を実施した。</p>	A	<p>計画どおり事業は適切に実施された。</p>	<p>目標達成</p> <p>利用者数 113,011人(目標値:100千人)        公的資金投入額(利用者1人あたり) 587円/人(目標値:731円/人)        収支率 30.0%(目標値:22.0%)        市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数5施設(目標値:5施設)        バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの実施回数 1回/年(目標値:1回/年)</p>	<p>地域住民の公共交通を利用する意識向上の取組を行うとともに、地域の実情や多様化する移動ニーズなどを踏まえ、より利便性の高いダイヤ・路線の仕組みを検討する。</p>
日の丸交通株式会社	<p>桜井市デマンド型乗合タクシー(上之郷地域)</p> <p>運行区間：上之郷地域～済生会中和病院</p> <p>運行期間：令和6年10月～令和7年9月</p>	<p><b>【前回の事業評価結果】</b>        更なる利便性の向上のため、乗降場所・ダイヤ等を利用者と協議しながら運営する。</p> <p><b>【反映点】</b>        地域の実情などを踏まえ、更なる利便性向上の為、地域代表者と運行内容の改善について検討した。</p>	A	<p>計画どおり事業は適切に実施された。</p>	<p>目標を未達成。運賃改定(R6.11～)以降、行政負担の割合が増加している。</p> <p>利用者数 1,701人(目標値:1,760人)        公的資金投入額 2,471円/人(目標値:2,150円/人)        収支率 15.3%(目標値:18.2%)</p>	<p>更なる利便性の向上のため、乗降場所・ダイヤ等を利用者と協議しながら運営する。</p>

## 事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	桜井市地域公共交通活性化再生協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、面積は98.91平方キロメートル、人口は54,329人（令和6年11月30日現在）である。</p> <p>桜井市においては、基幹路線（鉄道・路線バス）との結節点である桜井駅を中心として、市域内に広範にコミュニティバス4路線（初瀬・朝倉台線、南循環線、西北部循環線、多武峯線）、デマンド型乗合タクシーによる公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、コミュニティバス等が支線の役割を果たすことで、基幹路線を通じた当市民の通院・通学等の日常生活に寄与しており、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要な交通として機能している。また、コミュニティバス等については、山間部と中心市街地をつなぐものとして、公共交通空白地域における生活交通のための手段として利用されている。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス4路線及びデマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>